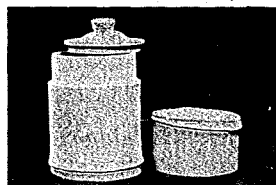


みやげ品・特産品 木工・紙・その他工芸品の部 (その1)

名称	発想・セールスポイントなど	考案者(敬称略)
石油関係の民芸品	石油の里を題材にした民芸品。石油ヤグラで働く人をアレンジした人形など。	
包装紙	市内の菓子店で新津市を代表する文字、秋葉山の写真、石油の里などの風景の入った包装紙を使用する。	本間清吉 (大鹿)
かべ掛け	お菓子のフタに松坂踊りの人形を描き、それを切り取って壁かけ人形などにできるようにする。	
花とみどり と石油の里	飾りもの。新津の山とチューリップ、石油のヤグラなどをデザインしたもの。	島田正明 (新町2)
やぐら花立て セット	石油ヤグラの形を青竹で作し、その中に液肥の入ったびんを入れ、びんの上に花の球根を載せる。	川上將仁 (美幸町2)
竹茶筒	金津の山にある竹を利用する。	匿名希望



竹茶筒

市民のアイデア
紹介しますー*

市民の皆さんから寄せられた新津の新しいみやげ・特産品を毎号紙上で紹介しています。今号から2回に分けて、木工・紙・その他工芸品をご紹介します。

水道料金のうつつりかわり

改定年月日	基本水量	基本料金	超過料金	値上げ率
		円	円	%
41.10.1	10m ³	280	38	40
47.1.1	13%増 10m ³	450	52	39
50.4.1	〃	590	80	47.5
52.10.1	〃	720	105	25.1
56.4.1	〃	780	135	22.5
59.4.1	〃	880	180	27.0

当市の水道料金体系
二部制を採用

当市の水道料金の体系は、六ヶ上の表のように用途別と口径別の二部制をとっています。基本料金は、「家庭用」で口径13ミリの場合は、十立方(基本水量)までが、一か月八百八十円、「その他」では、一か月二千二百八十円となっています。しかし、一か月の使用量が十立方を超える場合は、家庭用、その他に限らず、一立方が当たり百八十円という単一料金制をとっています。たとえば、一般家庭用で一か月に二十三立方(平均使用水量)を使用した場合は、基本料金の八百八十円と水量料金の二千三百

四十円(八百八十円×十三立方)を加えた三千二百二十円が、その月の水道料金になります。

**昭和五十九年度から、
現行の水道料金**

現行の水道料金は、昭和五十九年度から六十一年度までの三か年の総括原価で定められたものです。

料金の改定後、寒波や猛暑などの影響によって、水道料金が予定した額より五%程度上回りました。また、企業努力による経費の削減、円高差益による電力料の引下げ、中新田浄水場施設の撤去費の軽減なども行いました。そのことから、水道料金の改定を一年間延長しました。

総括原価は

水道料金の基本

**一立方が当たり
七十銭の欠損**

昭和六十一年度決算での供給単価(一立方が当たりの収益百六十四円八十銭)が、給水原価(一立方が当たりの水をつくる費用百六十一円五十銭)を下回り、一立方が当たり七十銭の欠損が生じています。今年度は、一立方が当たり一円の欠損となる見込みです。

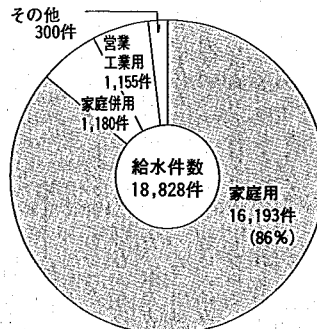
総括原価とは、水道料金を定めるときの基本となる金額です。これは、原価期間(料金改定期間で約三、五年間)の人員費、動力費や減価償却費などの営業費用や支払い利息などの営業外費用に、施設拡充にあてる費用(拡張工事や石綿セメント管の敷設工事などの財源(資本報酬)を加えて算出します。ただし、水道料金以外の収入(下水道などの受託工事収益や加入金、手数料などは控除します。この総括原価に基づいて計算された水道料金によって、独立採算制が保たれ、水道事業の健全な運営が確保されています。

現行の水道料金

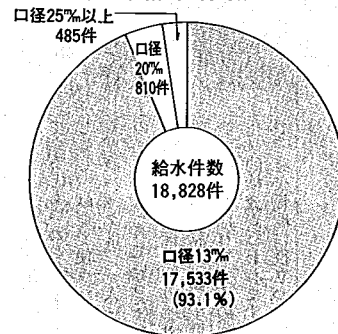
用途別 口径別	家庭用 (基本水量 10m ³)		その他用		浴場営業用	
	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金	基本料金	水量料金
13 ミリ	880 ^円	10m ³ を超 えると1 m ³ あたり 180円	2,280 ^円	10m ³ を超 えると1 m ³ あたり 180円	880 ^円	10m ³ を超 えると1 m ³ あたり 90円
20	1,360		2,770		1,360	
25	1,800		3,200		1,800	
30	2,440		3,840		2,440	
40	4,210		5,610		4,210	
50	6,150		7,550		6,150	

(以下略)

用途別給水件数 (昭和61年度)



口径別給水件数 (昭和61年度)



水道料金を考える ②

今回は、水道事業経営の基本になっている「水道料金」について触れたいと思います。

**水道事業収入の
九割は水道料金**

水道事業は、先号でもご紹介したように、水の供給を行い、その収入でその経費を賄う独立採算制をとっています。事業の収入の中でも、水道料金(水道使用料)は、九〇%を占めており、経営の根幹になっています。

**三つの原則で
水道料金を決定**

では、この水道料金は、どのようにして決められているのでしょうか。水道料金を決めるには、次の三つの原則があります。

①：料金は、公平、妥当なものであること。
②：適正な原価(総括原価)

③：健全な運営を確保できるものであること。

**水道料金には
三つの体系が**

水道料金の具体的な決め方について見てみましょう。全国の事業所の料金体系は、次のように三つに分けられます。

□用途別料金体系(家庭、営業、工業用などで、水道用水の使用用途によって料金を区別しているもの)：八百五十一箇所(四六%)
□口径別料金体系(給水管の口径によって料金を区別しているもの)：七百十八箇所(三九%)

□その他の料金体系：二百七十六箇所(一五%)

その他の料金体系の中では、水需要の均衡を確保するため、大口需要者に新規水源の開発などにかかる費用を負担させる増増料金制をとっている事業所もあります。

**最近
口径別料金体系に**

最近では、個別原価主義(各使用者層に対して総括原価を個々に配分して料金を定める方法)に基づいて、用途別料金体系に比べて、客観的妥当性があるというところから、口径別料金体系に移行する事業所が増えていきます。

お買物、ご用命は市内で

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理 <月曜日休診・急患随時>

ニイツ動物病院

獣医師 白杉友義 獣医師 白杉多恵子
新津市本町2丁目7番21号 ☎22-5976・24-6262
(総合結核場「一楽」より五楽方面へ200m左側)

耳鼻咽喉科 坂爪医院

〈診療時間〉

平日 午前7:30~12:00 午後2:30~6:00
(1月より水曜日 午前休診 午後2:30~6:00)
土曜 午前7:30~12:00 午後1:00~3:00

新津駅前通 TEL (24) 5588

駐車場完備

新津駅

専用駐車場

坂爪

料

靴なら 何でも揃うイザワ

市役所 前

靴のイザワ

TEL 22 0625

＊あるく楽しさを
お届けする＊

襪、壁、障子、天井、カーテン
ブラインド、カーペット、クッションフラー
美術表装、額、掛軸

表具一心堂

本町3 ☎22-2035